

○河津町建設工事成績評定要領

平成31年3月27日要領第3号

改正

令和3年12月17日要領第5号

河津町建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、河津町が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下、「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、受注者の適正な選定及び指導教育に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初契約金額が200万円以上の建設工事とする。ただし、次に掲げる工事は評定を省略できるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事
- (4) その他の評定が困難な工事

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等について行うものとし、採点には次の各号に掲げる内容を基準とする。

- (1) 工事成績の採点は、別紙1の「工事成績採点表」により行う。
- (2) 採点の基準となる考査項目については、別に定めるものとする。
- (3) 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮する。
- (4) 施工体制、施工状況出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点する。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性、創意工夫は、二重評価しない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値（35点満点）を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとし、減点評価のみとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下、「評定者」という。）は、河津町建設工事検査要領（平成30年要領第2号）（以下、「検査要領」という。）に定める検査員（以下、「検査員」という。）及び工事担当課の監督員（以下、「監督員」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、検査要領の工事検査復命書（以下、「復命書」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は、検査が終了したとき、監督員は、工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 検査員は、評定の結果を当該工事の受注者に対して、検査要領の工事検査合格通知書（以下、「合格通知書」という。）に記載し、遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 検査員は、前条の通知をした後、次に掲げる事項により修正の検討を行った結果、評定を修正する必要があると認められる場合は、復命書を修正しなければならない。

(1) 2年の間にその工事における工事事故及び不正行為等が発覚した場合

(2) かし担保期間中にかしが発覚した場合

(3) その他の事由により、当該工事における成績評定に再評価の必要がある場合

2 検査員は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、修正した合格通知書を通知しなければならない。

(評定の劣るものの措置)

第9条 評定の結果により64点以下の評価を受けたものは、河津町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成18年10月25日要綱第18号）別表第1の「過失による粗雑工事等」に該当するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日要領第5号）

この要領は、公布の日から施行する。

別紙 1

別紙1

工事成績採点表(完成・一部完成)

1/1

河津町

工事名		契約金額(単位)		円		評価種別		□ 完成 □ 一部完成																				
受注者名		工 期		～		完成年月日																						
考 査 項 目		担当監督員					総括監督員					検査員(既着部分)					検査員(迄 成)											
項 目		氏名					氏名					氏名					氏名											
細 別		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																						
	II. 配属技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																						
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								-6.0	+8.5	0	-7.5	-15.0	+8.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0			0	-7.5	-15.0															
	III. 安全管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0	+1.5			0	-7.5	-15.0															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																						
3. 出来形	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	
	及び													+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.0	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.0	-25.0	
	出来ばえ													-5.0	+2.5	0	-5.0	+5.0	+2.5	0	-5.0	+5.0	+2.5	0	-5.0			
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																											
	II. 作業工夫		+7.0	～	0																							
5. 社会性等	I. 地域への貢献等																											
	加算点合計 (1)×3+(4)×4																											
評定点 (B 5 点土加算点合計) ※1		◎					◎						◎						◎									
7. 評定点計		点 ○既着部分(中間)検査があった場合：(①×0.4)+(②×0.2)+(③×0.2)+(④×0.2) = 評定点計 ※但し、◎(既着、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既着部分(中間)検査がなかった場合：((①×0.4)+(②×0.2)+(③×0.4)) = 評定点計																										
8. 法令遵守等		0 点																										
9. 評定点合計		点 ○7. 評定点計(点) - 8. 法令遵守等(点)																										
所 見		【担当監督員】					【主任監督員】					【総括監督員】					【技術検査員】											

- ※1 1～3の評定点(B 5 点土加算点合計) + 4. 5. 6の評定点 - 評定点
 ※2 高度技術及び作業工夫の評定点は工事金額を基として、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加算評価のみとする。評価にあたっては、担当部署内での責任者による合議を原則とする。
 ※3 社会性等の評定では地域への貢献から、加算評価のみとする。また、法令遵守等は、採点評価のみとする。
 ※4 所見は必ず記述する。
 ※5 各考査項目毎の評定は、主任監督員は別紙1-①～別紙1-④、総括監督員は別紙2-①～別紙2-④、技術検査員は別紙3-①～別紙3-④によるものとし、完成技術検査員の評価は、主任・総括監督員が行う。
 ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
 ※7 評定点合計は、西捨五入により整数とする。